広報もりよし

発行所　森吉町役場
編集　企画室
印刷所　米内沢中央印刷所
発行部数　3,500部
1部　5円

県関係者、続いて来町

県立公園指定も愈々有望

県観光課長一行　森吉山一帯の調査

◎県観光当局者も感銘したわが町の観光資源

◎町の木は森吉山の「もろび」に決定しました

◎年間2万人を超える登山客の群（写真下）

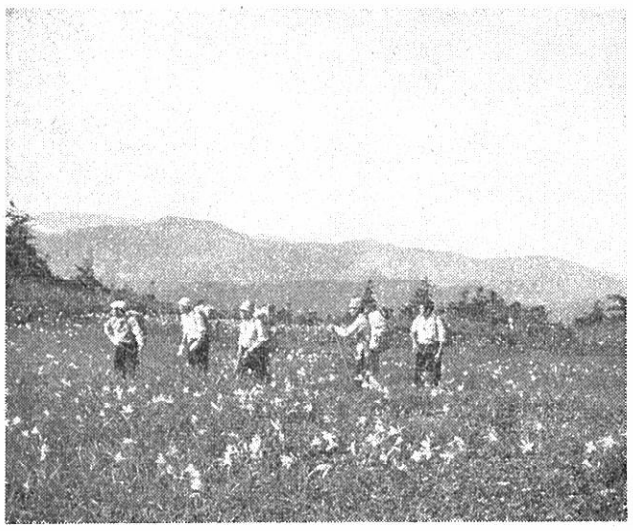

十一月七、八、九日の三日間、県観光課長一行が森吉山一帯の県立自然公園について現地調査を行ないました。指定はかなり有望視されており、指定になると五番目の県立公園となる。既に県に対しては、当町と阿仁町から請願が出ていたもので、森吉山麓はブナ林をはじめ山林資源が豊富であり、小又峡、立又峡谷、露熊山峡、四十八滝と、峡谷が多く又、阿仁町側には「安ノ滝」「幸兵衛滝」「水尻滝」の景勝地がある。又、桃洞の杉。「はくさんおうばこ」等高山植物が多い。又、五一度の高熱の「湯の岱温泉」があり、又、太平湖など景勝、学術面の資源は、県内唯一とも言われている。「こめつが荘」の利用者も月毎に多くなっているし、県内外ユースラリーの来町も、激増しているので、一に道路整備に期待がかけられている。県の観光課長一行は三日間、詳細にわたって踏査し、本格的に指定調査にのり出しました。町をあげて、県立公園指定に一段と関心を高めたいと思います。

小畑県知事も来町

去る十一月十四日午後二時より、小畑県知事の講演会が、米内沢高等学校で開かれ、会場地域の支郷の方や、PTA関係者に対して最近の県政情況や、教育事情について、持ち前の雄弁をふるわれ、聴講者に大きな感銘を与えました。次いで、新装なった県内にもその偉容を誇る米内沢小学校をご覧になり、同校で、町当局者と親しく懇談され、町づくりへの示唆を与えて夕傾帰途につかれました。

交通事故の損害賠償の常識

損害賠償の関係者

賠償する責任は、だれにあるか。

【自動車損害賠償保障法】という自動車事故に関する特別な法律によると、事故を起こした場合の賠償責任は自動車の保有者にあります

保有者とは、自動車を使用する正当な権利をもち、（自分が直接運転する、しないに関係なく）その車を運行することで、自分が利益を得る人のことです。具体的にいいますと、まず自家用車の所有者がこれにあたります。

雇主も、事業のために人を使って自動車を運行することから利益を得ていますので、保有者です。（人の雇入れや監督についての責任もあります。）

そこで、自分の雇っている運転者が事故を起こせばほとんどの場合雇主が賠償責任を負うことになります（もっとも、加害者本人一運転者も賠償責任がないわけではありません。）

このほか、レンタカーの借受人なども、保有者にはいりますから、賠償責任があります。

以上によって、被害者側は、責任のあるものならだれに対してでも、賠償を請求できるのです。（たとえば、タクシーにはねられたような場合、運転手でなく直接その雇主に請求する）

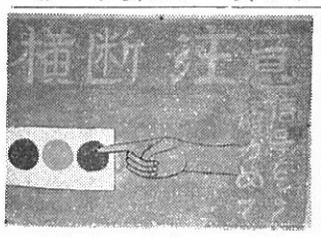

（3C　九島ナカ子）

（2B　安藤たえ子）

県社会教育委員一行当町社教活動視察と小又峡観光調査に

去る十月十一日、十二日の二日間、伊藤県教育長、寺田県社会教育課長、安藤社教委員等一行十数名は当町の社会教育事情を視察のため来町しました。各学級の熱心な学習ぶりや各教育施設をご覧になり、当町の教育整備が順調に進んでいることを一行から講評され教育振興へ一段の関心を持つ良い機会となりました。

その節、湯の岱柚温泉に一泊されて、県名勝天然記念物である小又峡も踏査いたしました。幸い晴天に恵まれ、目も覚めるような満山の紅葉と、瀑布のあやなす美しさに見とれ、心ゆくまで楽しまれました。始めての小又峡探勝で「聞きしにまさる景観であった」と賞めて帰りましたが、この度一行の一人であった県社会教育委員、秋田魁新報社編集局次長である安藤五百枝氏より、「小又峡の素朴な美しさが忘れられない」としるされたお手紙と共に、その時の感激をうたわれた次の二十句の俳句をいただきました。尚、氏は、俳誌「ほむら」の選者で、県内は勿論、全国俳壇でも有名な方であります。

小又峡　安藤　五百枝

◎青空へ刈り田をかさね峡（かひ）ふかまる
◎草の花峡のかや屋根地につづく
◎せきれいや簗くづれても水激す
◎もみぢ谷トロに分校の女教師と
◎手のりんご仰ぐさかしら峡の犬
◎草の実に井桁うもれて全戸移民
◎もみぢ谷暗むつききし月さだか
◎ことに大き河床の岸に露早し
◎岸床にどんぐりの照りちりばみぬ
◎落ち葉よどむ垂水（たるみ）に遠きおう穴に
◎おう穴のるつぼをそれて朴落ち葉
◎岩かどに滝見えずなる濃りんどう
◎朴落ち葉さざ波過ぎていわな透く
◎なべて紅葉ダムに白ろうの朽ち木立つ
◎四方もみぢ浮木おのづと浮き沈み
◎もみじ退く浮木におよぶ水尾（みを）の波
◎膝やはくあけびの口をわらで締む

庄司家

◎縁ひろし節句のもちに黄菊添へ

帰路

◎バスに眠し一枝のもみぢ縮れそむ

国民年金特集

◎国民年金に加入していますか!!

十一月は国民年金普及推進月間です。

国民年金は、厚生年金や共済組合などの年金制度に加入できない人たちのためにできた年金制度で、二十才から五十九才まで（ただし、明治四十四年四月二日以後に生れた人に限る）の人で、日本国内に住む日本国民は必ず加入しなければならないことになっています。国民年金は、加入期間中一定の保険料を納め、将来の老令廃疾、死亡などの事故にあったときに年金を受けられるようあらかじめ将来にそなえる制度です。年金給付には、老令年金、通算老令年金、障害年金、母子年金、準母子年金遺児年金、寡婦年金の七種類があり、そのほかに死亡一時金があります。昨年の法改正で、これらの年金給付の額が大幅に引き上げられ、老令年金についてみると、二十五年保険料を納付した場合で従来の年金額二万四千円が六万円に増額されました。通算老令年金、障害年金、遺児年金、寡婦年金は、すべて老令年金の額の計算方法によりますので同様に増額されました。また、著しく低額となる人のために支給する額の最低保障額が決められており、障害年金は二万四千円が六万円に、遺児年金は一万二千円が三万円にそれぞれ増額され、障害年金の一級障害の加算額も六千円から一万二千円に増額されました母子年金と準母子年金は、いままで一万九千二百円の最低保障額がありましたが一律の五万五千二百円になりました。このように、国民年金は大きく改善されましたが、なお、いま厚生省では昭和四十四年に大幅な改善を行なうことで準備を進めております。最近、国民年金に対する関心は非常に高まっておりますが、加入もれや保険料未納のためせっかくの権利を放棄することのないよう十分注意しましょう。

◎営林署等に季節労務者として雇用されている方

営林署をやめた時には必ず役場に手続きをして下さい。例えば十一月三十日に営林署をやめた人は十二月一日から国民年金の被保険者として翌年営林署に雇用されるまでの間（失業期間中）強制加入しなければなりません、配偶者も同様です。

◎保険料納付について!!

前にも述べましたとおり万一事故が発生しても保険料を滞納していますとせっかくの年金がもらえなくなりますので納期限内納付を自主的にして下さい。当町では殆んどの部落に秋田県知事から依頼を受けた国民年金委員がおります。委員の方は皆さんのために各戸をまわり保険料の集金をしていますので委員が訪向した際に都合が悪く保険料を納付できない場合は、その後納付できる時に（ただし納期限内）委員まで保険料を届けて下さい。国民年金は他人のためのものではなく自分自身のためのものですから。

◎前納について!!

史上最高といわれた稲作の収穫も終りましたので農家の皆さんには年一回の収穫時に保険料の前納をおすすめします。前納とは今更申すまでもなくよく御承知のことと思いますが今年の秋から来年の秋までの保険料一年分を納付することです。かけ忘れなどで年金をもらえなくなる心配がありません（安心）かけ金が安くなります（割引）三十四才以下の人は二千三百四十円、三十五才以上の人は二千九百三十円でそれぞれ六十円と七十円が割引されます。年金についてわからないことがありましたら部落担当の年金委員又は役場の年金係におたづね下さい。

農業のしおり

稲

(1)刈取後の水管理

水はけが不充分であると空気のとおりが悪く、地温が常に低く、肥料の分解は遅れ易いし、春になって、土壌乾燥がよくないために土壌含有チッソの有効化が少ないので、自然稲の生育は不良となるし、且、有害ガスの発生が伴なうので、生育が不健全となり、耐病性が弱くなり、イモチ病その他の病害虫の発生をまねく原因にもなりますので、田地の排水は、秋のうちに是非行いたいものであります。砂質土は別として、その他の土地では排水の効果は大きいと思われます。排水の方法は暗渠排水等でありますが、これは耐用年数も長く、効果もあるが、資材その他で今すぐに実施できない場合は、明渠排水で田面の停滞水を除くように心掛けて下さい。

(2)区画整理田の苗代準備

この秋から来春にかけて区画整理が行われる水田に田植が行われるのは、早くて六月十日頃、遅いのでは六月二十日頃になるのではないかと予想されます。したがって、今までのようにビニール畑苗代による育苗は問題がありますので、必ず保温折衷苗代か水苗代を実施するように、今の中から計画を立てられ、苗代場所などをきめておいて下さい。その面積は、

①六月十日頃まで終るもの……保温折衷苗代で約十二坪

②六月二十日頃まで終るもの……保温折衷苗代又は水苗代で約十五坪

次号は「種子の更新について」

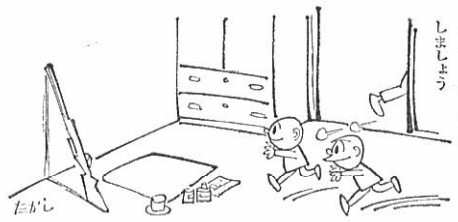

親の言行が電波の如く子どもに写し出される

（青少年を立派に育てる運動）

議会だより

●体育センター設置委発足
●産業会館（前田）・支郷公民館建設を協議

◎各委員会関係

十月二十六日
文教社会常任委員会
協議事項
㈠請願第十一号　夏期見舞金支給について（北秋中央病院患者療友会長より）
㈡請願第十三号　長期入院患者に生活補給金支給について（秋田県患者協議会代表より）
㈢請願第十六号　学校医（眼科）の待遇について（秋田県眼科医会長）
㈣請願第十七号　在日朝鮮公民の帰国協定の延長について（在日本朝鮮人総聯合会議長より）
以上四件は、審査の結果継続審議
㈤請願第十八号　公民館支郷分館建設について（町公民館支郷分館長より）
審査の結果、採択することに決定
㈥請願第十九号　米内沢中学校校地グランド化について（米内沢中学校ＰＴＡ会長外より）
㈦請願第二十一号　米内沢中学校内部補修について（米内沢中学校創立二十周年記念事業実行委員長より）
以上二件は、審査の結果継続審議
十月三十一日
森吉町体育センター設置特別委員会協議事項
㈠正副委員長互選について
委員長　桜井　正七
副委員長　春日　一嘉
十月三十一日
総務常任委員会協議事項
㈠請願第十五号　北方領土の早期日本復帰実現について（根室市長外より）
㈡請願第二十二号　給与に関する勧告実施について（全日本自治団体労働組合中央執行委員長より）
以上二件は、審査の結果採択に決定
十一月六日
産業経済常任委員会協議事項
㈠請願第十二号　当組合強化育成のため二十万円の助成金の交付について（阿仁森吉森林組合理事長より）
㈡請願第十四号　観光開発及び産業開発推進について（町農業委員会々長より）
㈢請願第二十号　森吉町本城、合川町三木田地区に通ずる農免農道開設方について（本城部落代表より）
審査の結果、願意妥当と認め以上三件を採択することに決定。
尚、十一月十六、十七、二日間で各事業地の植林林道、観光状況を調査することを協議。
十一月九日
建設常任委員会協議事項
㈠昭和四十三年度建設事業要望について
㈡請願第二十三号　町道東ノ又線の整備促進方について（様田部落代表より）審査の結果、採択と決定
㈢昭和四十二年度建設事業実施状況について

◎協議会関係

十一月七日
議会全員協議会協議事項
㈠森吉町体育センター設置特別委員会中間報告について
㈡官行造林地立木（米小建設財源関係）の造運材の事業について
㈢森吉町産業会館（前田）並に鷹巣阿仁部教育事務協議会事務所・支郷地区公民館（米内沢）の両館建築について
㈣町内各駅駅頭整備について
以上四件を協議

役場日誌（10月）

十月三日　土木行政協議会（県土木事務所より一行来町）
十月六日　浦田児童館入札
十月九日　北鹿地区少年保護育成委員会協議会（米内沢公民館）
十月十一日　県社会教育委員一行来町
米内沢財産区委員会
十月十七日　議会全員協議会
十月二十三日　交通安全協議会
阿仁町と道路に関する協議会
本城農免農道調査
十月二十六日　文教社会常任委員会
十月二十七日　叙勲伝達式
県道路課長来町
農協合併協議会
町監査委員会
十月三十一日　総務常任委員会
町民体育センター設置特別委員会

お知らせ

納税強調月間

十二月一日から二十五日まで（必ず完納いたしましょう）
町民の皆さん、今年も残り少なくなりました。町では、十二月一日から十二月二十五日まで納税強調月間として納税に御協力を戴いております。未納税金のある方は、この月間中に、必ず完納し、新しい年を迎えましょう。
又、十二月は、固定資産税第三期、健康保険税第四期の納期限です。期限内に納付して下さい。

防火座談会開催

前田公民館

県消防協会大館北秋田支部では無火災県民運動の趣旨の滲透と地域住民、とくに家庭の主婦、青少年の防火意識高揚をはかるとともに、これらを通じて地域における防火思想を啓発せんとして、左記により座談会を開催しますので、多数参加されるようおねがいします。
記
一、日時　11月28日午後1時より
二、場所　前田公民館
三、参加範囲
イ、火災予防組合員（各自治会）
ロ、婦人会員
ハ、小中学校生徒代表
ニ、青年会々員
◎右各機関の長に対して参加督励方依頼してありますがご連絡洩れもあると思いますので連絡なくとも積極的に参加下さるようおねがいします。

共同募金目標額完逐!!

四三五、四五七円

十月一日から開始いたしました共同募金は、町民各位の絶大なる御協力をいただきまして、十一月十三日現在四三五、四五七円と、目標額三七三、二〇〇円を大きく上回り、郡内で、完遂初名乗りをあげました。
尚、最終的には、四七〇、〇〇〇円前後の実績となる見込みです。詳しいことは十一月末日までチラシ、新聞折込みでお知らせいたします。

環境衛生に御協力を

町をきれいにする、明るい住みよい町にするという目的から、当町においてゴミ焼却場を設けておりますが、最近、ゴミを勝手に焼却場附近に投げ捨てて、而も、何処でも構わず散乱のまま捨てさる不心得者が居ります。ゴミを焼却場に運ぶことは良いのですが、散乱防止のため、今後届出制をとります。それから前田地区で、未だに八幡橋の上からゴミを投げるため、水道管に触れ施設の破損を来たしているので、このような事のないよう願います。
前田地区で焼却場に持出しして焼く場合は、必ず民生課の係か前田支所窓口に届出て下さい。又、米内沢地区で、黒沢焼却場に持出しする際、決して道路端でなく、奥の谷間まで運んで、完全に投捨てるようお願いします。

秋季無火災県民運動強調週間

11月26日から12月2日まで

本年度秋の防火週間は例年より約三週間遅れて来る26日（日）から全国に歩調を合わせて実施することになりました。今回は警察当局の協力を得て各戸の採暖器具を重点にその防火設備について診断の予定であります。何卒古い慣習を捨て完全防火にご協力ねがいます。
「さあねよう。
アッそのまえに
火の点けん用心」

個人事業税第二期の納期限について

昭和四十二年度の個人事業税第二期分の納期限は十一月三十日になっております。北秋田財務事務所では個人事業税の納付書を十一月十五日後に発送することにしておりますので期限内に必ず納付して下さい。

原動機付自転車並に農耕用小型特殊自動車の標識の更新について

左記軽自動車の標識が自治省の様式改正によりまして更新されることになりました。
森吉町では十二月一日に一斉に新しい様式の標識を交付しますが、バイク並に農耕用トレラーの所有者には個人毎に詳しく通知を差上げますので交付洩れとなることのないようにして下さい。
記
一、五〇c.c.
一、九〇c.c.
一、一二五c.c.
一、農耕用トレラー
一、官公署学校等の非課税バイク並に農耕用トレラー
標識見本

旧様式
○森吉町○
3 4 2
秋田県

新様式
○森吉町○
も3 4 2

県民手帳入荷

皆様から予約をいただいた県民手帳が、全部入荷しました。
各自治会や職場で、すでに申込んでいる冊数を、一冊一〇〇円の代金引換でお引取り下さい。
米内沢地区と電化は役場本庁、前田地区は支所の窓口でお渡し致します。

「家庭の日」協力店

森吉町商工会では、「家庭の日」（才三日曜日）に特にお客様にサービスをする会員店を選定いたしました。次の十四商店が才一次選定になっていますので、才三日曜日には特に御利用下さいますよう願います。
木利洋品店（木村謙一郎）
洋品、婦人子供服、カバン
高田呉服店（高田修二）
呉服、服地、寝具、洋品
たきや呉服店（佐々木武雄）呉服、洋品、寝具、服地
高田履物店（高田浩三）
下駄、ゾウリ、靴
柴富商店（柴田富之助）
酒、食料品、日用品
伊藤商店（伊藤小四郎）
酒、食料品、日用雑貨
荒物
永井商店（永井エツ）
青果物、食料品
片山商店（片山重男）
下駄、靴、ゾウリ、木炭
菊屋商店（秋元恒二）
靴類
萩野畳店（萩野富治）
上敷、のれん
福田洋品店（福田二郎）
洋品、婦人子供服
近藤菓子店（近藤俊作）
菓子
米内沢地区十二店
丸伊商店（高田要蔵）
食品ストアー、家庭日用品、化粧品
鈴木魚店（鈴木佐助）
鮮魚　以上合計十四店

豊作をむだにしない運動

◎米代金はひとまず貯金し営農と生活を向上させるための資金をつくりましょう
◎短期の負債をまず整理しましょう
◎能率的な農業を営むために、お金はじょうずにつかいましょう
◎むだのない消費の計画をたてましょう
森吉町豊作をむだにしない運動推進協議会

豊かなくらしをつくる郵便局の定額貯金

局で皆様からお預りした貯金は、大蔵省を通じて町村に貸し出され、学校、道路、病院、橋など社会のための各事業に使われている特殊なものです。
貯金が、増えればそれだけ、郷土づくりに役立つことにもなります。
通常貯金、積立貯金、定額貯金を是非おすすめします

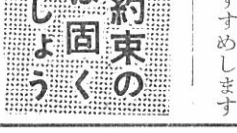

集会、約束の時間は固く守りましょう

慶弔だより（十月）

出生　おめでとうございます

安保　隆（徳二郎　二男）　昭和通り
庄司　英俊（彊　二男）　前田駅前
佐藤　秋徳（弘一　二男）　阿仁前田
近藤　宏行（孝作　長男）　小又
奈良　祥子（芳郎　二女）　本城
金　直美（光雄　長女）　川向
藤田　久美子（勇夫　二女）　大沢
金　美喜子（喜太郎　長女）　本城
柴田　英明（庄之助　長男）　大町
松田　明美（昭　長女）　川向
柴田　美奈子（豊吉　長女）　本城

婚姻　このよろこびをいつまでも

（和地豊之助　加賀キミ子）
（佐藤末松　武田アヤ子）
（大川勝美　森川サツ子）
（庄司武正　北林　潔子）
（阿仁屋敏雄　武石　清子）
（千羽和夫　児玉　良子）
栃木県桂瀬様田七日市
湯の俗平麓郡
通り町田代町
惣内川向
能代市米内沢駅前
（柴田順一　森川たち子）
（若松　政勝　羽島　順子）
（佐藤米次郎　清水エミ子）
（庄司好茂　役野　好子）
（神成昭一　堀内　貞子）
神成新屋布
通り町東京都
合川町五味堀
惣内山形県
浦田能代市

死亡　おくやみ申し上げます

庄司　浩（二三才）（東一郎長男）　冷水
織山マツ（六六）（謙太郎母）　根森田
森川イト（七一）（運蔵母）　新屋布
九島忠蔵（六六）（米治養父）　鶴田
相馬長次郎（七五）（豊治父）　本城
川口子之松（五七）（子之吉兄）　大町
楢岡和吉（五九）（忠二父）　長野

森一家

森比呂志